

未来を変える賢い選択！  
－ 県民総参加で省エネ・3R－



事務連絡  
令和3年6月22日

報道機関各位

青森県環境生活部環境政策課

令和3年度地域環境保全功労者表彰（環境大臣表彰）について

このことについて、本県から下記のとおり2名の受賞が決定したので、お知らせします。

記

1 受賞者

- ① 久保田 勝二 氏  
（特定非営利活動法人青森県環境パートナーシップセンター 副代表理事）
- ② 上原 稔 氏

2 受賞者の功績概要

別紙のとおり

3 表彰式

中止（表彰状は別途郵送する。）

報道機関用提供資料（連絡先）		
担当課	環境生活部 環境政策課 環境管理グループ GM 遠藤 克敏	
電話番号	内線	6 4 6 1
	直通	0 1 7 - 7 3 4 - 9 2 4 1
報道監	環境生活部 次長 工藤 亨	

## 受賞者の功績概要

## 令和3年度「地域環境保全功労者」表彰

被表彰者	功績概要
くぼた かつじ 久保田 勝二 氏 (特定非営利活動法人青森県環境パートナー シップセンター 副代表理事)	県地球温暖化防止活動推進員として、小学校 や各種イベントで環境出前講座の講師を務 めるなど、地域の環境保全活動の推進に大き く貢献している。
うえ はら みのる 上 原 稔 氏	県廃棄物不法投棄監視員として、長きにわた り不法投棄事案の早期解決等に寄与するな ど、地域の環境保全活動の推進に大きく貢献 している。

※被表彰者の連絡先等につきましては、環境政策課へお問い合わせください。

## &lt;参考&gt;

令和3年度の全国の受賞者数

環境大臣賞受賞者 111件（39名、72団体）  
 (内訳)

- ・「環境保全功労者表彰」 7件（7名）  
 (環境保全の推進のため、多年にわたり、顕著な功績のあった個人・団体)
- ・「地域環境保全功労者表彰」 54件（22名、32団体）  
 (地域環境保全の推進のため、多年にわたり、顕著な功績のあった個人・団体)  
 ※本県から、上記2名が受賞
- ・「地域環境美化功績者表彰」 50件（10名、40団体）  
 (地域環境の美化のため、多年にわたり、顕著な功績のあった個人・団体)

## 令和3年度地域環境保全功労者表彰実施要領

### 1. 目的

令和3年度環境月間行事の一環として、各都道府県、各政令指定都市等において環境保全に関し特に顕著な功績のあった者（団体を含む。以下同じ。）に対し、その功績をたたえるため、表彰を行う。

### 2. 表彰者

環境大臣

### 3. 表彰の対象者

次の各号の一に該当して、特に顕著な功績のあった者

- ① 多年環境保全に関し普及啓発活動、その他公共的活動を行った者
- ② 環境保全に関する学術研究に従事し、又は、研究開発を行った者
- ③ 多年環境行政の推進に協力した者
- ④ 環境行政に従事していた者であって、その推進に尽力した者（ただし、懲戒処分を受けた者は、原則として除く。）

### 4. 表彰の方法

表彰状及び記念品を授与して行う。

### 5. 表彰の月日

令和2年6月中（予定）

### 6. 被表彰者の決定手続

被表彰者は、都道府県又は政令指定都市の長及び地方環境事務所長から推薦があった者につき、省内の審査を経て、環境大臣が決定する。

### 7. その他

環境大臣は特に必要と認めるときは、新たに部門を設け、表彰を行うことができる。

この場合、当該部門に係る表彰の実施要領は、別に定めるものとする。

### 令和3年度地域環境保全功労者表彰の推薦基準

1. 表彰の対象となる活動（以下「対象活動」という。）は、令和3年度地域環境保全功労者表彰実施要領（以下「実施要領」という。）の「3 表彰の対象者」に掲げる活動であって、その活動が他の模範となり、推奨できるものであること。
2. 対象活動を行った期間が、次に掲げる期間以上であること（ただし、実施要領3の④に該当する者を除く。）。
  - (1) 個人にあっては、概ね10年間
  - (2) 団体にあっては、概ね7年間
  - (3) 団体の連合体である団体にあっては、構成員である団体が当該連合体の設立以前に行った期間を通算して概ね7年間
3. 個人にあっては、原則として年齢が満50歳以上であること。
4. 団体にあっては、対象活動が将来にわたり継続する見込みであること。
5. 原則として、同一事由による都道府県又は政令指定都市の長の表彰を受けたことがあること。
6. 勲章受章者及び同一事由による褒章受章者は、表彰の対象としない。
7. 同一の功績についてすでに他の表彰制度による環境大臣（環境庁長官）の表彰を受けている者は、表彰の対象としない。
8. 一の推薦者から推薦することができる被推薦者の数は、2者（団体含む）までとする。